

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時  
令和2年7月2日（木曜日）  
午前10時0分開会、午後1時22分散会  
（休憩 午前10時14分～午前10時16分、午前10時18分～午前10時24分、  
午前11時55分～午後1時1分）
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、  
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 政策企画部  
八重樫政策企画部長、岩渕副部長兼首席調査監、照井政策企画課総括課長、  
加藤政策課長
  - (2) 総務部  
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、  
村上参事兼人事課総括課長、小原参事兼財政課総括課長、奥寺税務課総括課長
  - (3) ふるさと振興部  
佐々木ふるさと振興部長、箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、  
小野寺地域振興室長、高橋交通政策室長、古舘科学・情報政策室長、  
川村企画課長、松村市町村課総括課長、畠山地域企画監、小野寺地域交通課長
  - (4) 復興局  
大槻復興局長、遠藤技監兼副局長、菊池副局長、大坊復興推進課総括課長、  
阿部まちづくり・産業再生課総括課長、佐藤生活再建課総括課長
  - (5) I L C推進局  
高橋 I L C推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長、澤田計画調査課長
  - (6) 人事委員会事務局  
今野人事委員会事務局長、高橋職員課総括課長

- (7) 警察本部
  - 大塚警務部長、玉澤警務部参事官兼警務課長、高橋通信指令課長
- 7 一般傍聴者
  - 2名
- 8 会議に付した事件
  - (1) 請願陳情の審査
    - 受理番号第17号 東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願
  - (2) 議案の審査
    - ア 議案第1号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
    - イ 議案第4号 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
    - ウ 議案第6号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
    - エ 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて
  - (3) 請願陳情の審査
    - ア 受理番号第15号 緊急経済対策として「消費税率を5%に引き下げることを国に求める意見書」の提出を求める請願
    - イ 受理番号第16号 免税軽油制度の継続を求める請願
  - (4) その他
    - 次回及び次々回の委員会運営について
- 9 議事の内容

○岩淵誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情3件のうち、受理番号第17号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願については、当総務委員会及び環境福祉委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があることから、環境福祉委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第17号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願を議

題といたします。

なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち、1及び3から8まででありますので、項目の1及び3から8までについて審査を行います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○小原参事兼財政課総括課長 本請願につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明させていただきます。

請願の内容が複数部局の所管にまたがっておりますことから、私から、総務部、ふるさと振興部所管分の請願項目の1及び4から8まで御説明した後に、復興局から請願項目の3につきまして、それぞれ御説明いたします。

まず、請願項目1の社会保障予算の確保等についてであります、(1)のとおり、近年高齢化等に伴いまして、関係予算は増加傾向にあります。

(2)は、幼児教育の無償化についてであります。県は、費用の4分の1を負担しており、消費税率引き上げに伴う増収分を活用するものですが、増収額が所要額に満たない場合は、地方交付税の増により対応することとされております。

(3)は、6月10日に実施いたしました本県の政府予算提言・要望であります。社会保障関係費の増等を踏まえ、地方一般財源総額を引き続き確保、充実することについて要望しております。

2ページの3の復興事業費総額の確保につきましては、後ほど復興局から御説明いたします。

おめくりいただきまして、3ページをお開き願います。4の緊急防災・減災事業の拡充と期間の確保についてであります、緊急防災・減災事業は、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する必要がある事業に対し、地方債を通じた財政措置が講じられているものであり、2度の延長を経て、令和2年度までが事業期間とされているものです。

主な対象事業といたしましては、(2)にありますように、地域防災センター等の大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備や公共施設等の耐震化などで、(3)のとおり、財政措置につきましては、地方債の充当率100%、交付税措置率70%とされております。

続きまして、5の地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化についてであります。4ページをお開き願います。(1)の段階補正についてであります、普通交付税の算定におきましては、人口や世帯数などが基礎数値として用いられておりますが、地方公共団体は、その人口等の規模にかかわらず一定の組織を持つ必要があることなどから、規模が小さくなるほど1人当たりの行政コスト等は割高になり、大きくなるほど割安になる傾向があります。コスト差を反映するため、人口や世帯数に応じて算定に用いる需要額を補正することとしており、これを段階補正と呼んでおります。社会福祉費等、多くの費目で段階補正が設けられております。

5 ページをお開き願います。(2)の地方交付税の法定率につきましては、地方交付税の原資は国税の一定割合の地方法人税の 100%とされており、地方交付税法では地方全体で財源不足が生じた場合、法定率を変更することと定められておりますが、近年は財源不足に対しまして、臨時財政対策債による財源手当が恒常化している状況にあり、ページの一番下にありますとおり、県といたしましても安定的な財政運営のため、法定率の引き上げを提言しているものです。

6 ページをお開き願います。(3)の業務改革の取り組み等の成果を反映した算定、いわゆるトップランナー方式につきましては、地方における歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するものであり、平成 28 年度の導入以降、これまで 18 業務が算定に反映されているところです。

(4)の人口急減補正等についてであります。人口が急激に減少した場合にあっても、直ちに行政経費を減らすことが困難であることを踏まえまして、普通交付税の算定に当たり、国勢調査人口を測定単位としている費目について、ページの下イメージ図のとおり、5年にわたり激変緩和が講じられる仕組みとなっているところです。

7 ページをお開き願います。先ほどの人口急減補正につきましては、一番上のポツにありますとおり、東日本大震災に伴う津波被災団体等において、人口減少率の上限を 10%とするなどのさらなる特例措置が講じられております。

続きまして、6 の地方公共団体の基金残高の地方財政計画及び地方交付税への反映についてであります。昨年度のいわゆる骨太の方針の抜粋となりますが、ここ数年、経済財政諮問会議におきまして、地方自治体の基金の増加と、それをもって地方財政に余裕が生じているかのような指摘があったこともあり、基金の増減理由等について、自治体みずから分析、公表することを求められております。基金は、みずからの歳出削減努力のもとで必要な財政需要に備えて積み立てているものであります。引き続き基金の増減等に係る説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

8 ページをお開き願います。7 の森林環境譲与税の譲与基準についてであります。(1)の制度の概要ですが、森林環境税及び森林環境譲与税は、昨年 3 月に創設されたもので、賦課徴収は令和 6 年度からとされておりますが、これに先立ち令和元年度から都道府県、市町村に対する譲与が行われております。市町村におきましては間伐等の費用、都道府県におきましては市町村の森林整備に対する支援等に関する費用に充てることとされております。

(2)は、都道府県、市町村に対する譲与額等についてであります。制度開始時の 200 億円から令和 6 年度には 600 億円となる見込みであります。

(3)は、譲与基準であります。都道府県に対する譲与総額の 10 分の 5 を私有林人工林の面積を合算した面積により、10 分の 2 を林業就業者数により、10 分の 3 を人口により、それぞれ按分し、算定することとされております。

(4)は、本県への譲与額の試算であります。本年度は、県分として約1.8億円、市町村分といたしまして約10.4億円が譲与、譲与額が平年度化される令和6年度は、県分約1.8億円、市町村分約16.5億円と見込んでいます。

9ページをお開き願います。8の会計年度任用職員についてであります。(1)の会計年度任用職員制度の概要についてであります。今年度から一般職の非常勤職員である会計年度任用職員が新たに導入されております。

(2)の国の財政措置の状況につきましては、会計年度任用職員制度の施行に伴い、期末手当の支給等に係る経費につきまして、令和2年度政府予算におきまして、総額1,738億円の地方財政措置が行われております。

(3)、本県の対応につきましては、会計年度任用職員の勤務条件を定めるための会計年度任用職員の給与等に関する条例及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を整備し、令和2年4月1日から会計年度任用職員の任用を開始しており、これらの職員のうち、勤務時間等の条件を満たした者に対する期末手当や退職手当の支給、地方公務員共済組合への加入など、制度改正に伴う勤務条件の確保を行っております。また、会計年度任用職員制度導入後も、これまでと同様、公務の運営は任期の定めのない常勤職員が中心となることを原則とし、職員の配置を行っております。

なお、国に対しましては、6月の政府予算提言・要望におきまして、期末手当の支給など財政需要の増加に対応するための地方財政措置を確実に講じるよう要望しているところであり、引き続き必要な財源措置が図られるよう求めていきます。

以上で総務部及びふるさと振興部所管分の説明を終わります。引き続き、復興局から御説明いたします。

○大坊復興推進課総括課長 引き続きまして、説明資料2ページをごらん願います。受理番号第17号のうち復興局分、請願項目3の復興事業費総額の確保につきまして御説明申し上げます。「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針におきましては、3の(1)の概要のとおり、令和3年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1兆円台半ばと見込まれ、事業規模と財源はおおむね見合うものとされております。国におきましては、引き続き事業規模と財源について精査しまして、本年夏ごろをめどに、復興・創生期間後の当面5年間の復旧復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととされております。

本県におきましては、6月10日に実施しました政府予算提言・要望におきまして、(2)のとおり、1、復興の実態に応じた取り組みの継続といたしまして、復興・創生期間後における復興の推進に当たっては、復興の取り組みとして一律に期限を適用することなく、引き続き復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、当該期間終了後においても必要な事業及び制度を継続するよう要望しているところでもあります。

また、2、復興の確実な推進に必要な財源の確保といたしまして、復興・創生期間後の

当面5年間の事業規模及び財源の枠組みの検討に当たっては、当該期間終了後における必要な事業及び制度の継続のため、所要の財源確保を図るよう要望しているところであります。以上で参考説明を終わります。

○岩渕誠委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩渕誠委員長 再開いたします。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩渕誠委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩渕誠委員長 再開いたします。

環境福祉委員会においては、意見書案に対する修正はなしとのことであります。

この件について、ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、受理番号第 17 号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を終わります。

次に、議案の審査を行います。議案第 1 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**畠山地域企画監** 議案第 1 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 1）の 1 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付いたしております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成 12 年度に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものであります。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨であります。液化石油ガス保安規則等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容であります。液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、条例で引用する条文に条項ずれが生じたことから、所要の整備を行おうとするものであります。

次に、3、施行期日であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 4 号地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**奥寺税務課総括課長** 議案第4号地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その1)の5ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付してあります条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、現在、特別償却設備の新設または増設に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を令和2年3月31日までに受けたものについて、県税の課税免除及び不均一課税の適用対象としておりますが、地方交付税による減収補填制度について定める総務省令が一部改正されたことに伴い、適用対象となる認定の期限を令和4年3月31日まで延長しようとするものです。

3の施行期日についてですが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**村上参事兼人事課総括課長** 議案第6号義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案(その1)の9ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第6号条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理のための措置について定めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。教育職員の業務を行う時間の上限時間

を教育委員会規則で定めるなど、教育職員の業務量の適切な管理のための措置を講じようとするとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

具体的には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、教育職員の業務の量の適切な管理等に関する国の指針が策定されたことに伴いまして、この指針の内容を踏まえ、本県において教育職員が正規の勤務時間以外で業務を行う時間の上限を教育委員会規則で定め、教育職員の勤務時間がこの範囲内となるよう教育委員会が業務量の適切な管理のための措置を講ずることとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。令和2年8月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**工藤大輔委員** 文部科学省が公表した平成28年度の教員勤務実態調査の分析結果及び確定値によると、小学校で約3割、中学校で約6割の教員が月80時間以上の時間外勤務を行っているとのこととあります。今現在、教育委員会では、月80時間以上の時間外勤務を減らす取り組みをしていることは、委員会等の審査でもわかっていますが、今回条例改正が行われた場合、どのような効果が出ると思っているのかお示してください。

○**村上参事兼人事課総括課長** 現在教員の超過勤務につきましては、法律の規定によりまして、校外学習や職員会議など例外的業務にのみ命ずることができるとされております。それ以外の業務、例えば部活動の指導や授業準備などにつきましては、正規の時間外に行う業務の大部分を占めている状況にありますが、これらは自主的、自発的勤務と位置づけられており、その上限については定めがない状況であります。

今回、超過勤務命令に基づかない自主的、自発的勤務時間を含め、勤務時間以外の時間の上限を条例に根拠を有する形で教育委員会規則に定めて、業務量を管理していくこととなりますので、教育委員会がより実効性を持って学校の働き方改革を推進し、教員の健康及び福祉の確保を図っていくことが可能になるものと考えております。

○**工藤大輔委員** 超過勤務命令に基づく4項目のみが除外をされて、現在運用されているとのことですが、恐らく今後、月45時間、年360時間と規定されていくと思うのですが、業務の適切な管理のため、実際にはどのような取り組みが行われていくものなのでしょうか。一般職の職員と同様という認識でよろしいのでしょうか。

○**村上参事兼人事課総括課長** 一般職の職員の超過勤務の縮減につきましても、業務の見直し等ありますが、教員の時間外勤務の縮減に関しましても、平成30年度に教育委員会において岩手県教職員働き方改革プランを策定しておりまして、学校閉庁日の設定や各種学校の行事の見直し、地域や家庭、学校との適切な役割分担を行うための保護者への理解醸成といった取り組みを行っている聞いております。

また、先ほども申しました時間外勤務の大部分を占める部活動につきましても、部活動指導員の配置の拡充や地域活動との連携等にも取り組んでいると聞いております。

このような取り組みを今後も推進し、教員の時間外勤務の縮減をより一層図っていくと聞いているところであります。

○郷右近浩委員 本案については賛成するものでありますが、いくつか確認させていただきたいことがありますので、お伺いします。

教職調整額等について、これまでは超過勤務手当に見合うものとして支給してきたと思うのですが、業務も多岐にわたり、勤務時間も長くなっていることから、今回これを是正して、勤務時間内における業務とした上で、それに対する手当として支給することとしたと受けとめてよろしいでしょうか。

○村上参事兼人事課総括課長 教員の業務につきましては、通常我々が職務命令に従って行っている業務とは性格を異にするものがあります。例えば授業の準備や部活動指導、あるいは教員が自分の指導力を高めるために自主的に取り組む研修なども、広く教員の業務の一つとされておりますが、これらは職務命令に従って行う業務とは一線を画するものであります。これが教員の業務の特殊性でありまして、そこに超過勤務命令を出すことはなじまないことから、教職調整額等として本俸の4%を支給しております。

今回、条例を改正することで、教職調整額等が変わったり、それとは別に手当が支給されることはありませんが、部活動や授業準備といった、いわゆる職務命令によらない勤務の時間も含めて、時間外勤務の上限が月45時間、年間360時間の範囲内となるように、教育委員会がきちんと管理していくための根拠となる条例として今回提案させていただいております。

○郷右近浩委員 先ほど工藤大輔委員から、小学校や中学校の教員のうち、超過勤務を行ったことがある教員の割合が示されましたが、中学校の教員の場合、部活動にかなり熱心な、むしろやりたいという教員も結構いらっしやって、なかなか型にはめてどうこうということとはできないだろうと思います。

確認ですが、今回岩手県は、働き方改革の取り組みとして条例の改正を提案されていますが、文部科学省が働き方改革を進めるに当たり、同様の方法を推奨しているのでしょうか。

○村上参事兼人事課総括課長 条例案の説明の際にも申し上げましたが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正されまして、先般、文部科学省が働き方改革のための指針をつくり、全国に通知したところです。その中に、各都道府県の教育委員会においても、議会に条例案を提出するなど対応していただきたいとの要請があったところです。東北6県のうち福島県以外は、本県と同様に、いわゆる給特条例を改正すると聞いております。

○岩渕誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 12 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大塚警務部長 議案第 12 号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その 1）の 17 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、取得しようとする財産につきまして御説明申し上げます。この財産を取得する目的につきましては、岩手県警察における無線通信の用に供するためであり、3 の取得する財産に記載のとおり、種別は備品であります。名称及び数量は警察無線機一式ですが、内訳につきましては車載用の移動用無線機 101 台、オートバイ用無線機 21 台の計 122 台で、取得予定価格は 1 億 337 万 2,060 円となっております。

4 の契約方法等についてであります。一般競争入札により三菱電機株式会社から取得しようとするものであります。

5 の取得の方法は、買い入れであります。

6 の取得する理由であります。現在使用しております警察無線機が老朽化しており、警察庁において次期警察無線機への全国的な整備を進めておりますことから、警察活動の継続的な運用を確保するため、同機器の買い入れをしようとするものであります。

最後に、参考資料として、入札結果説明書及び入札調書の写しを添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○飯澤匡委員 今回の無線通信における状況を概要で結構ですからお知らせ願います。近年無線機の電波の幅は非常に制限されており、警察無線の範囲は特定の部分のバンドを使っていると思います。今回は機器、つまりハードのほか、中身についても新しい世代のものにかえるといった改定はあるのでしょうか。参考までにお聞きします。

○大塚警務部長 今回は、全国的に新しい無線機の導入を進めるものでありまして、性能

的にも従来のものに比べまして、より警察の業務の用に供するにふさわしいものとなっております。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 15 号緊急経済対策として「消費税率を 5 % に引き下げることを国に求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○奥寺税務課総括課長 受理番号第 15 号緊急経済対策として「消費税率を 5 % に引き下げることを国に求める意見書」の提出を求める請願について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付してあります資料により御説明させていただきます。

まず、1 の社会保障と税の一体改革法についてであります。平成 24 年に公布されたこの法律により、消費税法及び地方税法の一部改正がありまして、消費税及び地方消費税の税率の合計は、平成 26 年 4 月 1 日から 8 % に、令和元年 10 月 1 日からは 10 % になっております。括弧書きは、酒類、外食を除く飲食料品等の軽減税率適用時の税率であります。

2 の国に対する要望等の状況であります。 (1)、全国知事会において消費税率引き下げに係る提言は行われておりません。参考として、消費税率 10 % に引き上げの際には、国、地方を通じた厳しい財政状況や、急速に進む少子高齢化という状況を鑑みれば、2019 年 10 月 1 日に予定されている消費税・地方消費税の 8 % から 10 % への引き上げを確実に行うことが必要であるとしています。あわせて、軽減税率の導入について、国民や中小事業者に混乱が生じないよう十分周知するとともに、必要な支援に努めるべきであるとしています。

また、(2)、本県におきましても消費税率引き下げの要望は行っておりませんが、消費税率 10 % に引き上げの際に、消費税率の引き上げによって被災地の経済の落ち込みや復興のおくれを招くことがないよう、国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望しております。以上で説明を終わります。

○岩淵誠委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木宣和委員 まず、消費税率の引き上げについて、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 %、うち地方消費税が 1 % から 1.7 %、令和元年 10 月 1 日に 8 % から 10 %、うち地方消費税が 1.7 % から 2.2 % になりました。8 % から 10 % への引き上げに関しましては、特に子育て世代への投資として盛り込まれていると思うのですが、消費税率の用途を明確化する上でも、ふえた税収をどの部分に使っているのか、具体的にわかりやすく教えていただきたいと思います。

○小原参事兼財政課総括課長 消費税率の引き上げに伴う内容についてであります。社会保障の充実分といたしまして、例えば令和 2 年度の施設型給付費等負担金 70 億円余につきましても、子ども・子育て支援制度によりまして、市町村が行う施設型給付費等の支給に要する経費を負担する経費になっております。また国民健康保険基盤安定化負担金 30 億円余につきましても、国民健康保険の保険者に対し、低所得者数に応じた平均保険料の一部を補助する経費等に充てております。

既存の社会保障費の安定化分といたしましては、介護給付費等負担金といたしまして 188 億円余、こちらは介護保険事業のうち、介護給付及び療養給付に要する費用の一部を負担する経費であります。後期高齢者療養給付費負担金といたしまして 121 億円余、こちらも後期高齢者医療広域連合が支弁する高齢者医療に要する費用の一部を負担する経費に充てております。

○佐々木宣和委員 税率引き上げに伴う税収は幾らでしょうか。

○小原参事兼財政課総括課長 令和 2 年度の税収で申しますと、消費税率 5 % から 10 % への引き上げ分といたしまして 148 億円余を見込んでいます。そのうち 8 % から 10 % の引き上げ分といたしまして 42 億円余と試算しているところです。

○佐々木宣和委員 消費税率 5 % から 10 % への引き上げ分 148 億円余を、子ども・子育て支援であったり、社会保障の充実分、また既存の社会保障費の安定化分に配分して使っているとのことでもあります。

少子高齢化、人口減少が進む中、子育て世代への投資はこれから非常に重要になるところであります。消費税率が 10 % に引き上げられた分が、このようなところにきちんと使われていることも認識しておかなければならないと考えます。

○郷右近浩委員 ただいま、消費税率引き上げ分がどのような形で使われているのかといった質疑が交わされたところであります。今回、税率の改正の流れを表で示していただきましたし、引き上げに伴う税収についても示していただきました。そもそも、消費税は福祉税といった意味合いでゼロからつくられてきましたが、私はまだまだ福祉や社会保障のほうにしっかりと使われていないという認識を持っております。

本請願には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を受けている中小企業や地域経済をしっかりと支えていくために、消費税率を 5 % に引き下げてほしいといった願意があると、私は捉えるものであります。この間国では、キャッシュレス・消費者還元事業という政策を実施しました。それ自体は非常によい政策だったと評価するものでありま

す。しかしこれは、消費税率を10%に引き上げるときの緩和策あるいは緩衝策という意味合いもあったのだとすれば、今回無理に8%から10%、もしくは5%以上の部分については引き上げずに、まずは当面、新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、地域経済が安定するまでは消費税を減免するという意味合いも持って、じっくりと様子を見るべきだったのではないかと思います。

今回は消費税率5%ということで請願が提出されておりますので、5%で審査するわけですが、数字的には5%なのか、3%、8%、もしくはゼロなのか、今の経済にしっかりと向き合うことも必要ではないかと思うところであります。

私としては、今回消費税率を5%に引き下げることについては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、ぜひとも皆さんに御同意いただき、採択すべきものと思ひ、意見開陳させていただきました。意見でもいいのですよね。

○岩淵誠委員長 御意見ということで。

○佐々木順一委員 若干質疑しないとまずいので。

まず、平成元年に3%の消費税が導入されました。このときは直間比率の見直しで、しかも経済情勢はバブルの最高潮のときでありましたから、経済は物すごい右肩上がりという状況であったと思っております。その後、平成9年に5%、平成26年に8%、そして去年10%になったところであります。平成元年は竹下内閣が実施し、平成9年は村山内閣で内定して橋本内閣が実施し、平成26年と令和元年は安倍内閣が実施したところです。

そこで伺います。経済成長率は、平成元年と現在、比較するとどうなっているのでしょうか。あわせて、所得税率の最高税率と国民負担率についても、わかればお知らせ願います。

○小原参事兼財政課総括課長 まず、実質の経済成長率であります。平成元年におきましては4.6%であったものが、令和元年度におきまして、これは平成30年度の数値になりますが、0.3%と承知しているところです。

所得税率の最高税率につきましては、平成元年が50%、令和元年度が45%であります。

また、国民負担率につきましては、平成元年度は37.9%だったものが令和元年度は43.8%、こちらは実績見込みとして承知しているところであります。

○佐々木順一委員 経済成長率はほとんどゼロに近いということであり。逆に国民負担率はふえているということであり。

本請願の願意は、消費税率を恒久的に引き下げるという意味ではなく、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、期間限定で5%に戻すことが消費の拡大につながる、しかも個人消費が経済の6割を占めていますから、何とか落ち込んだ消費を回復させたいという趣旨であると思ひます。

きょうの日銀短観（企業短期経済観測調査）を見ますと、岩手県は全国平均よりもかなりひどいということであり。これは先月時点のものでありますから、今後、新型コロナウイルス感染症による経済影響はさらに深まっていく可能性が十分にあるということ

踏まえれば、やはり所得を向上させることが何よりも大事であると思います。そこでお聞きします。新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために、さまざまな納税の猶予があります。猶予であり、免除ではないわけでありますから、例えば事業者は、1年間の猶予期間が過ぎれば2年間分の消費税を納めなければならないということになるのですか。

○**奥寺税務課総括課長** 佐々木順一委員から御指摘いただきましたとおり、現在県税等で納税の猶予制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響による特別措置は1年限りとしております。猶予期間が過ぎれば、その後に発生している税についても一緒に納めていただくことになると思います。

○**佐々木順一委員** 基本的には、猶予期間が終わると2年間分を納めなければならないということですね。

ここには保健福祉部がないので聞きようがないかもしれませんが、もしわかれば教えてください。介護保険料がスタートしてから20年以上たつと思うのですが、平均でいいです。どのくらい上がっているのか教えてください。

○**白水総務部長** 委員の皆様、御承知のとおり、介護保険事業は市町村それぞれにおいて特別会計を設けて行っております。介護保険料につきましても、市町村それぞれで水準が違ってくるようになります。全国的な状況から申し上げますと、高齢者の増ということで、傾向としては平均的に上がっている状況であります。県内の状況につきましては、恐縮ですが、今手元に資料がございません。

○**佐々木順一委員** 2018年度から2020年度の全国平均は月額5,869円でありました。3年に1回見直しをやっていきますから、20年前と比べるとほぼ2倍になっております。予告もなしに聞いて申しわけない。

いずれ、先ほどお尋ねした国民負担率にもあらわれていますが、平成元年当時は37.9%だったのが、今や43.8%と、6%ぐらいの負担増となっております。経済成長率は4.6%から0.3%でありますから、マイナス4.3%となります。所得税については5%は減っていますが、平成元年から令和元年まで消費税率が7%上がっておりますので、直間比率の見直しという部分についても、やはり直接税に依存してきているという実態があらわれております。国民1人当たりの持ち出しがふえているということでもあります。しかも今はコロナショックであります。こういうことを鑑みれば……。

討論ではないので、以上で終わります。

○**飯澤匡委員** 意見だけ述べさせていただきます。

きょうのニュースで、ドイツが付加価値税、日本の消費税に当たるものだと思いますが、一定程度、一定期間下げると報じられていました。きょうは審議もあるので、その内容等に興味を持って調べてみましたところ、そもそもヨーロッパは消費税率がかなり高く、ドイツでは現行19%とのことでもあります。日本と財政事情といいますか、フレームが違って、財政赤字になったらだめというルールがあって、そこで財政均衡が保たれているということのようです。日本のように赤字国債をばんばん出すことは憲法違反になるので

できないシステムになっているので、その財政を埋めるために消費税を充てるという考えのようです。新型コロナウイルス感染症拡大前のドイツの景気は、ヨーロッパの中でも特によかったので、財政均衡と消費税とのバランスについては、国民も納得してやっていたのですが、コロナ禍にあってはやはり 19%は大変だと、また今回のような国難的なものに対しては、赤字国債を出してもいいという法律もあるようですので、付加価値税を引き下げる対応をとるといようなニュースでありました。

では、日本も消費税を下げたらいいのではないかということなのですが、私なりに考えてみますと、日本は決まったものを変えるというよりも、一律 10 万円の給付金など、財政出動で補っていくシステムになっています。給付金等を国民に与えることによって消費喚起にもつながり、税収も安定します。また先ほどの質疑にもあったように、地方消費税にも影響が出ます。我が国はそのようなシステムになっていますので、これを一旦、期間限定で壊すことになると、本県の長期戦略はもちろん、地方にもいろいろな影響が出るだろうと思います。先進国の中でも債務残高が非常に高い水準にある中で、政府は今回も大幅な財政出動にかじを切ったのですから、よくも悪くも、新型コロナウイルス感染症に対応するためには、いたし方ない政策判断だったのだと思います。

今回一時的に消費税率を 5%に引き下げるといことは、中小企業にとっても、年末の消費税の納入について非常に手間がかかりますし、費用負担も伴います。一般国民にしてみれば、税率については安いほうがいいのですが、社会的影響の大きさを考えれば、期間限定で消費税率を 5%に戻したところで、果たしてどの程度効果が上がるのか、私は波及効果は少ないのではないかと思料します。何度も言いますが、国の税収システム自体を一時的に変更することのほうが、影響が大きいのではないかと思います。

心情的には理解しますが、総合的に判断をさせていただいて、今回の請願については、私はなかなか賛成できないと思っています。意見です。

○岩淵誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩淵誠委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 16 号免税軽油制度の継続を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○奥寺税務課総括課長 受理番号第 16 号免税軽油制度の継続を求める請願について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております資料により御

説明させていただきます。

まず、軽油引取税の課税免除、いわゆる免税軽油の制度の趣旨であります。政策的配慮から特定の用途、具体的には農林業、船舶、索道などで使用される場合について、1リットル当たり32.1円の軽油引取税を免除するものであります。

経過であります。平成20年度以前は軽油引取税が道路目的税とされておりましたことから、免税軽油制度につきましては道路の使用に直接関係しない用途が対象とされ、特に期限は設けられていなかったものであります。

平成21年度に軽油引取税が普通税に改められた際、石油化学製品の原材料となる軽油につきましては、引き続き免除となり、それ以外の用途の軽油につきましても政策的配慮から免税制度が継続されることとなりましたが、3年間の時限措置となったものであります。以降、3年ごとに対象用途を縮小しつつ適用期間が延長されて今日に至っているものであります。

次に、課税免除の実施状況ですが、平成30年度の実績として8,694者に対し、税額にして約11億9,000万円が免税となっております。用途別の状況は表に記載したとおりであります。

この制度の今後の取り扱いにつきましては、国において令和3年度税制改正に向けて検討が行われるものと考えております。以上で説明を終わります。

○岩淵誠委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩淵誠委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 端的に聞いていきたいと思います。

まず最初に、先日の一般質問において知事は、新型コロナウイルス感染症による今の状況を受けて、いわて県民計画（2019～2028）の見直しの必要性についても言及されていたと思います。私は、新型コロナウイルス感染症感染者ゼロの岩手県でありますので、これを売りにして、すぐにでも新規企業立地やリモートで仕事をする方々、また安心して子育てをしたい方々の定住促進事業につなげていくべきだと思っています。一般質問でもそのような質疑が交わされたところではありますが、考えていく的な答弁であったと受けとめております。私としては、ぜひ早期に展開していくべきと考えますが、御所見を伺います。

○照井政策企画課総括課長 移住、定住の促進事業についてのお伺いであると思います。

今回の首都圏を中心とした新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、東京一極集中の是正、あるいは地方の暮らしやすさが広く認識される契機になったと捉えております。加えてテレワークを初めとした多様な働き方の加速など、本県の目指すふるさと振興につながる新たな動きも出てきていると認識しております。

県では、昨年度からいわて県民計画（2019～2028）のもとで、移住、定住に力を入れて取り組んでおります。また本年3月に策定しました第2期岩手県ふるさと振興総合戦略におきましても、ふるさと移住・定住促進プロジェクトを掲げまして、一層取り組みを進めているところであります。

今般、新型コロナウイルス感染症感染者ゼロの本県が、安全に安心して暮らせ、働ける環境にあることが注目されている現状も踏まえまして、子育て世代なども対象とするオンラインを活用した移住相談会の開催や、新規企業立地を見据えた多様な働き方を実践する県内の企業の紹介など、戦略に掲げるふるさと移住・定住促進プロジェクトの取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。今後におきましても、戦略に掲げる取り組みについて順次見直しを図りながら、さらに加速させていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 新型コロナウイルス感染症の対応を行いながらも、これまでも十分いろいろやっていただいているとは思っております。ですが、新型コロナウイルス感染症感染者が少ない他県でも、安心、安全を売りにして定住促進関係で動き出しています。せっかく新型コロナウイルス感染症感染者がゼロである岩手県の名前が、国内外の皆様方に広く認知されているのですから、早期に、走り陣立てで、体制が整わなくても、例えば東京事務所、さらには県庁からも、それこそインターネットでも何でも使って、とにかくいろいろ

ろな形で、二の矢三の矢を放つように、早め早めに動くべきと思うのです。一般質問でも同じような議論がありました。まだ通常の流れでしか動いていないと見受けられます。これはやはり急ぎ進めていただきたいところではありますが、この点についても一度、考え方をお伺いしたいと思います。

○**照井政策企画課総括課長** 郷右近委員御指摘のとおり、岩手県の新型コロナウイルス感染症感染者ゼロは、国内外でも非常に注目されておりまして、知事もいろいろインタビューを受けるなど、認知度が上がってきているところでもあります。

第2期岩手県ふるさと振興総合戦略に掲げるふるさと移住・定住促進プロジェクトにおきましても、岩手ファンの拡大のために魅力の発信、あるいはワーキングホリデーなどの移住体験の推進等を進めてまいりましたが、コロナ禍の状況において、さらに岩手県の魅力は増してきておりますので、これをチャンスと捉えながら、さらに取り組みを進化あるいは加速させながら、また追加する取り組みも考えながら進めていきたいと考えております。

○**小野寺地域振興室長** 当室で関係人口の取り組みをさせていただいておりますので、ひとつ御紹介をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、関係人口とは、移住した移住人口でも、観光に訪れる交流人口でもない、多様にかかわる方々を関係人口と捉えております。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、首都圏の人材と県内の企業とをリモートでつなぐ取り組みをさせていただいております。今までは、県内の企業が実際に首都圏へ行き、関心を持つ方々と面談をして、現地に御案内をしてマッチングさせていただいておりますが、3月中旬ころ、1回目のリモートによるマッチングをさせていただきました。引き続きリモートをうまく使いながら、将来的に移住、定住につながるような取り組みを、ぜひ続けていきたいと思っております。

また、県内宿泊施設におけるワーケーション、ワークとバケーションの推進を図るために、宿泊施設への補助を行うことを商工労働観光部が考えているようですので、そういった点も含めて、さらに取り組みを進めていきたいと考えております。

○**郷右近浩委員** 頑張ってください。県でもいろいろやっただけいることはわかっていますが、せっかく売れるものがあるので、ぜひともそれを利用して、しっかりやっていただきたいと思っております。

若いころに関西に住んでいたことがあるのですが、あちらの方は何か材料があればすぐに、なくてもつくり出す、このような言い方をすると関西の方に語弊があるかもしれませんが、何かあればすぐ、1を10ぐらいに言いながら、いろいろなことをどんどんやります。それは決して人間性の問題云々ではなくて、ビジネスであったり、自分を取り巻く環境であったり、そうしたものをよくしたいという思いの中で、物すごいエネルギーを使ってやっているのだと思います。それに引きかえ岩手県民は、どちらかという、割とゆっくり、慎重に、安全にという部分が見受けられると思います。逆に言うと、それが今回の新型コ

コロナウイルス感染症感染者ゼロにつながっているのかもしれませんが。しかしながら、やはりここは、今だけの対応だけではなくて、将来的な人口減少対策、さらには人口減少をしっかりと支えるための企業立地などにもつながる、大事な種をまくチャンスでありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○**照井政策企画課総括課長** オンラインやリモートワークの関係では、県内ではイーストピアみやこ、釜石情報交流センター、あるいは二戸市のカシオペアメッセなどにゃーなどにおきまして、コワーキングスペースを併設する整備等も整ってきているという話があります。そういったところを的確に情報発信しながら、誘客、移住、定住にもつなげていきたいと考えております。

○**郷右近浩委員** 部長の方々もぜひよろしく申し上げます。答弁は求めません。

時間がないので、I L Cについてお伺いさせていただきます。6月19日に次期欧州素粒子物理戦略が公表されました。今回の一般質問でも、I L Cの現状等についてさまざまな質問がありました。県としては、しっかりと取り組んでいくという話でありましたが、具体的にどのように取り組んでいくのでしょうか。

KEK（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構）はこれからの取り組み等を示しましたが、岩手県は、頑張ります、しっかりとやっています、さまざまな方から御意見を聞いて、さまざまな方の動きを補完していきますと話しますが、どのように取り進めていこうとされているのかわかりません。岩手県としてもしっかりと歩を進めて、確実に取り組んでいただきたいと思いますのですが、今後どのようなことをやっていこうとされているのかお伺いします。

○**高橋副局長兼事業推進課総括課長** 6月19日に次期欧州素粒子物理戦略が公表されたことを受けまして、6月26日にKEKがI L C国際推進チームの設置やI L C実現に向けたスケジュール等を発表しております。このチームは、今年2月に国際将来加速器委員会から設置を提言されていたものです。

東北の取り組みといたしましては、I L C国際推進チームの活動を見据えて、東北I L C準備室を構成する自治体や大学等の間で、建設候補地としての取り組みを進める組織の設立を協議しております。県としては、このチームの中心となるKEKや全国的な推進組織に、建設に向けた現地のさまざまな情報を提供するなど、計画の具体化につながるような取り組みを行っていくことが大事だと考えております。

また、受け入れ環境の整備として、昨年7月にI L Cによる地域振興ビジョンを策定しまして、I L Cプロジェクト推進のため、5本の柱立てに沿って取り組みを進めていくこととしております。新型コロナウイルス感染症の関係により書面開催にはなりませんが、ことし5月に部局横断的なI L C推進本部で取組方針を共有し、I L C推進本部の下に設けている七つの分科会で、地域資源の活用や多文化共生、加速器関連産業の振興など、受け入れ態勢整備に向けた取り組みを進めてまいります。

○**郷右近浩委員** 受け入れ態勢の整備やそうした検討など、これまでもしっかりと歩を進

めてきていただいていると思いますが、私としては、今我が地域に I L C をという話になっても、正直言って、ほかの加速器施設が国内にいつできたのかもわかりません。ですから、日本中の方々、もしくは地域の方々が I L C の施設を本当に必要としているのかという考えがそもそもあります。国際的な科学研究施設をどのようにつくっていくのか、それから得るものは何であって、それをどのように生かしていくのか。科学研究施設をつくるときに、一緒に頑張っつつくっていきましょうという違う意味でのさまざまな手法があるのではないかと思います。

特に今回は、岩手県内で 2 市町、さらに宮城県にもまたがっている計画です。例えば、ある自治体で I L C の予算が減らされた場合、一体どうするのだろうと思ってしまいます。県は関係市町もしくは県内の市町村と一緒に、どのようにして I L C を実現していこうとしているのか。着工までに準備しておかなければならないことも確実に存在すると思いますが、その点も含めて I L C 推進局長の考えを是非お聞かせ願います。

**○高橋 I L C 推進局長** 先ほど副局長から、現在の東北 I L C 準備室を構成する自治体との間で、新組織の設立を検討しているというという答弁をさせていただきました。I L C の実現については、国際研究プロジェクトを誘致すれば、その恩恵があるといった考え方だけではなくて、そういった国際プロジェクトと一緒に実現させたいという思いがあります。周辺の自治体が結集しまして、建設候補地の生活環境ですとか、社会基盤の整備をはじめ、国際化や産業振興等、それぞれの地域の具体的な施策につながるよう、実務レベルで調査研究等の取り組みを進めていこうと、今関係自治体、研究者等との連携について検討しております。

具体的には、建設工事にかかわってのインフラ整備や研究者の受け入れ等に係る環境整備、あるいはそれらに係る説明会をどのように地域で進めていくのか、そういった取り組みを進めていくことによって、実現の意思決定を後押ししていくことや実際準備にもなっていくと考えているところです。

**○郷右近浩委員** 時間も残り少ないので最後にします。しっかりと準備を進めて、ものをつくり上げるという考え方はそのとおりだと思いますが、このような研究施設の誘致にあっては一つ一つ見える形でしっかり進めていくことが大切だと思います。

私としては、I L C が実現することによって、岩手県内で、例えば医学的な分野で重粒子線がん治療など高度医療が飛躍するのではないかと、そうした医療の提供を一番身近に受けることができるのではないかと、もしくは新しい技術や機械などを使う方々が育つのではないかなど、いろいろと期待しています。きっとさまざまな方が、いろいろな期待をしていると思うのです。5年後に I L C の建設が始まるという話があるのでしたら、そこに向かうロードマップは、既にみんなに見せる時期になっていると思います。これからは目に見える形で進めていっていただきたいと思います。答弁は結構です。

**○工藤大輔委員** まず最初に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いします。

先般、第二次補正予算の配分がされたと県からも情報提供がありました。第二次補正予算額は全体で2兆円でしたが、県への配分額は前回よりも倍になっていて、一定の評価はできると見受けられます。そこで、市町村の配分についてはどのように評価しているのかお伺いします。

○**畠山地域企画監** 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次配分のうち、市町村への配分についての評価であります。6月24日に国から示されました本県の市町村への配分額につきましては172億円余となっております。第一次補正予算分との合計額は227億円余となっております。この第二次交付金につきましては、本県も参画いたしまして、5月20日に行った全国知事会の緊急提言において、交付金の飛躍的増額を求めてまいりました。これに加えまして、6月10日に行った県の政府予算要望におきましても、配分に際しては地域の事情を踏まえて特段の配慮をお願いしたい旨、要望を行ってきたところです。今回の配分はこのような提言も踏まえて措置されたものと考えております。

また、正式な交付申請前ではありますが、現在国と調整中でありまして市町村の実施計画額につきましては、第一次、第二次配分の合算額を下回っておりますので、現時点におきましては、市町村の事業計画はおおむね実施可能と考えております。

○**工藤大輔委員** 市町村ごとの配分額を細かく見ると、今回の配分の基準が、財政力指数なのか、基準財政需要額なのか、何かさまざまなものが総合的に合算されて金額が決まったのではないかとということではありますが、市町村からすると、細かい算定基準が示されていないので、本当にこの金額が適正だったのかと思っている自治体もあるようです。

単純に人口で比較しましても、第一次の配分は人口による差が大きかったように思うのですが、第二次の配分では、人口が少ない村のほうが町よりも多く配分されているケースもあつたりして、額についてもかなり開きがあるように見えます。その点について、県は国の基準に基づいた市町村への配分額をどのように見ているのかお知らせください。

○**畠山地域企画監** 今回の第二次の配分につきましては、大きく分けると二通りの計算があります。一つは家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、もう一つは、新しい生活様式を踏まえた地域、それに向けた対応という二通りの計算であります。大まかに申しますと、前者につきましては、計算式の中に事業者数や事業所数があり、要するに事業者にフォーカスしたものとなっておりますので、首都圏のほうに手厚く配分される傾向にあります。一方、後者につきましては、財政力指数等が低い地方に手厚く配分される傾向にあります。このことにつきましては、国からも明確な説明がありましたし、説明資料の中にも計算式等は公表されておりますので、市町村においても、おわかりになっているところが多いと思います。

○**工藤大輔委員** 財政力指数を見たといっても、そこに住む方々の所得等を見れば、実際はそれほど変わらなかったり、県下でもかなり低いような自治体においても下がるような状況にあると思っています。

恐らく次の第三次が最終で、第一次で残っている3,000億円が配分されるだろうとのことですが、今回の第二次配分の結果を見て、市町村からもしっかりとヒアリングをした上で、第三次の配分では市町村の思いがかなえられるように、国等にも働きかけをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、一般質問等でも質疑が交わされていますが、事業効果を高めていくために、県と市町村の役割分担をより明確にする必要があると思います。政策においても、一体的に取り組むもの、それぞれの地域の事情に合わせて取り組むもの、また取り組む時期というものがあると思います。国からは一定の使い方の冊子が配られていますが、県としてもどういう使われ方が最終的に高い効果を発揮するのかということ念頭に置いて、市町村とも政策の認識を共有するべきだと思うのですが、御所見をお伺いします。

また、市町村から県に対する要望の時期になりました。日程も固まりましたが、このコロナ禍においても通常のやり方で行うのでしょうか。県が新型コロナウイルス感染症対策に係る政策を立案するに当たって、それぞれの市町村の新型コロナウイルス感染症対策についても要望等を聞くべきだと思うのですが、市町村要望とセットでやろうとされているのでしょうか。違うのであれば、別途機会を設けて、それぞれの市町村とヒアリングを実施するべきだと思うのですが、答弁をお願いします。

**○加藤政策課長** 県、市町村の役割分担についてであります。今般の新型コロナウイルス感染症対策では、持続化給付金、あるいは農林漁業者向けの経営継続補助金など、国が直接実施する事業もありまして、県、市町村の政策立案に当たりましては、これら国の対応状況を見きわめる必要があったところです。その上で、例えば国の支援では足りない、あるいは国の支援開始まで時間を要する場合などにおいては、広域的な対応をするのが県、住民による身近な取り組みは市町村の役割分担を基本に、県の各部局と市町村それぞれが連携、協調して予算についても進めているところです。

今後につきましては、新しい様式への対応など、長期にわたり広く支援が必要な取り組みもありますことから、引き続き市町村要望などを踏まえまして、県として必要な対策を進めていきたいと考えております。

**○畠山地域企画監** 加えまして、ただいま答弁いたしました役割分担を行いまして、その役割に沿った協調が大事だと考えております。これは、工藤大輔委員からの御指摘のとおりでございます。

これまで市町村に対しましては、例えば国が示しました活用事例集を速やかに情報提供したり、あるいは共有を行ってきたほか、市町村における実施計画の策定に当たりましては、各市町村からの質問を県で取りまとめまして、国との間で確認や調整を何度も行いながら丁寧に対応を行ってまいりました。また、各市町村の実施計画を取りまとめる中で、どのような区分の事業に交付金が充当されているかなど、県全体の傾向につきましても、市町村に今後情報提供を行っていききたいと考えております。

現在、地域の特性あるいは地域課題に対応するため、各市町村におきましては追加の事業計画の策定作業が進められていると承知しております。県といたしましても、市町村の意向に沿った事業を実施できるように十分に連携してまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 個々の政策もいいのですが、部局をまたいで取り組むべき課題も多くあると思っています。例えば、今沿岸ではウニの出荷時期に入っています。農林水産部では、ウニの値段が低かったり、物はいいけど買い手がつかないために出荷制限をかけたなどしていますが、旬があるものは時期を逸してしまうと、1年後にその対策を講じなければならなくなります。県はそれらを観光施策と一体的に取り組むようなことはされていません。県の観光施策は一般的な宿泊の補助などに特化しているようですが、やはり沿岸全体の魅力を伝えること等を考えれば、政策全体のパッケージとして、個々の市町村の事情を十分把握しながら県全体で施策を講じなければならないと思います。そうでなければ、今回の新型コロナウイルス感染症対策においても、時期を逸してしまうものも多々出てくると思います。そういった意味でも、市町村が何に困っているのかヒアリングをしたり、市町村がこのような対策をとっているから、その効果を高めるために県はこうすべきだねというすり合わせをするような機会をもっと設けていくべきだと思います。これは要望したいと思います。

最後に、先ほど佐々木順一委員からも徴収猶予の質疑がありましたが、通告していただいたので、お伺いします。6月頭に徴収猶予の状況についてお伺いした際に、県で48件、税目で152件、猶予額1,100万円余という数字は聞いておりました。その後、自動車税の納入の月も過ぎましたので、現在の徴収猶予の許可の状況はどのようになっているのかお伺いします。

○**奥寺税務課総括課長** 新型コロナウイルス感染症対策に関連する徴収猶予の現在の状況は、法人、個人含めてであります。112者、税目の件数で608件、猶予税額は8,867万円余となっております。

○**工藤大輔委員** 今後8月が個人事業税の納入期日になると思いますが、これまでの状況も踏まえて、新型コロナウイルス感染症が県に及ぼしている影響をどのように受けとめているのか、また県の税収見込みは、恐らく11月ぐらいにならないと全体像が見えないと思うのですが、今後どのようになると見ているのか、見通しについてもあわせてお伺いします。

○**奥寺税務課総括課長** 新型コロナウイルス感染症対策に伴う徴収猶予の特例措置についてであります。5月末が納期限だった自動車税の申請期限が6月まででありました。今回の特例措置の対象となりますのは、来年1月末までに納期限が到来するものとなっております。先ほど工藤大輔委員からも御指摘ありましたとおり、個人事業税の定期賦課分の納期限が8月でありますので、その際には個人事業者の徴収猶予の申請がふえるのではないかと予測しております。

次に、税収の今後の動向についてですが、本会議での答弁にもありましたとおり、5月

の法人事業税の税収が22%ほど落ちている状況にあります。今後、6月末あるいは7月末に大法人等の申告もあります。それらの詳細についてはまだつかめていない状況ではありますが、厳しいことは間違いないだろうと考えております。

○**工藤大輔委員** 先ほどの質疑にもありましたが、猶予であって免除ではないことから、来年の支払い期日にはダブルで納入しなければならなくなり、状況によっては、かなりの方々にとって非常に苦しい時期が続くと思います。この対策について、国にしっかり要望していかなければならないのではないかと考えております。また、税収は上げながらも、県民あるいは事業者を支える体制も構築していただきますようお願いしたいと思っております。最後に部長から一言伺います。

○**白水総務部長** コロナ禍において、経済を回復させながら、どのように税を徴収していくのか、一方で、国からの補助ももちろんありますが、税収をもとにさまざまな対策を講じていかなければならないなど、いろいろなことを総合的に考えていかなければならないと考えております。

徴収猶予については、今担当課長から答弁させていただいたとおりであります。課税免除については、自治体が課税免除をした場合に、国からきちんと補填してもらえないと、その後の税収額はぐっと落ちますので、国への要望を行いながらやっていくことだと思っております。

税収の状況は大変厳しい見込みであります。本会議でもお話をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じていくためにも、国に対して地方一般財源総額の確保を要望しながら、財政調整基金の確保を含めた安定的な財政運営という視点も踏まえて、新型コロナウイルス感染症に総合的にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○**岩淵誠委員長** この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**岩淵誠委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**飯澤匡委員** 時間が限られているので、単刀直入に聞きますから簡潔にお答えください。

ヨーロッパの中期戦略にILCも組み込まれました。これは歓迎すべきことで、関係者からも歓迎のコメントが出ているところです。しかし、最終的には政府の決断がなければ国際プロジェクトとしてスタートしないということは、全く微動だにしておりません。そこで、政府が意思決定するまでの今後のスケジュールについて確認したいと思います。これまでも文部科学省におけるさまざまなハードルがあつて、一つ一つクリアしてきたところです。しかし、マスタープランには載りましたが、ロードマップにはまだ載っていません。それを岩手県ではどのように把握しているのか、まず説明してください。

○**高橋副局長兼事業推進課総括課長** スケジュールについてであります。本来であれば、今ごろはパブリックコメントの時期だったのですが、文部科学省のホームページによりま

すと、新型コロナウイルス感染症の影響でヒアリング等のスケジュールがずれておりました、9月ごろにパブリックコメントを実施して、それ以降に取りまとめを行うようであります。具体的な審査の内容、状況については公表されておられません。

次に、国際推進チームの活動期間についてであります。2月にアメリカでICFA（国際将来加速器委員会）の会議があり、そこで国際推進チームの設立が提言されました。1年程度の活動の後、政府が次の段階に進む意思表示をして、国際パートナーも同意すれば次の段階に進むことができると、2月の段階では提言しています。

○飯澤匡委員 KEKのこれからの中期計画等も出ていました。研究者の方々に着実に準備をしているのはとてもいいことだと思います。それも既成事実として受け入れてもらえればいいのですが、最終的には政府判断ですので、それを後押しするためにはどうしたらいいかということは、本県が一番考えなければならないことだと思います。

気になったのは、ヨーロッパの会議の結果が出たときに、文部科学大臣が具体的な内容については詰められなかったようだと言っていること。なおかつ、候補地については東北と決まったわけではないようなことまで新聞に報道されていました。記事だけ見れば、非常に不安になるようなことも含まれていましたが、本当の内容について、どのように把握されているのかお聞きします。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 欧州戦略についてであります。前回の欧州戦略は2013年に出ています。ヨーロッパとすれば参加について提言してほしいという言い方でした。今回の欧州戦略ではILCは適合する、協働したいと言っておりまして、前回の戦略よりも積極的な姿勢が示されたものと捉えております。

候補地につきましては、平成25年に国内の研究者でILC立地評価会議を設けて、国内候補地として北上山地を選定しております。世界の研究者コミュニティも、この結果を十分認識していると思います。また先日、復興庁の設置法案が改正されましたが、その際にも衆参両院の附帯決議で、ILCは新しい東北に資するものということで、その誘致について検討といった決議もなされています。文部科学省とすれば、国としてILCを決めていないということがあるのかもしれませんが、多くの方々にとっては北上山地が候補地と認識されていると捉えております。

○飯澤匡委員 前段の答弁は、わかっているから結構です。今の時点で文部科学省の真意をどの程度つかんでいるのかというのが私の質問の本意です。このコロナ禍で、なかなか接触することができないということもあるのですが、肝はそこなのです。本県が文部科学省の真意をしっかりとつかんでいないと、これからの要請活動にも影響が出ます。既成事実で、もうわかっていることは答えなくていいですから、今の時点で文部科学省の真意をどのように把握しているのかということについてお答え願いたい。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 先月ウェブを使った国への提言、要望を行いました。その際に文部科学省の副大臣が、経費あるいは国際分担について議論が必要だという、2月の国会で萩生田文部科学大臣が言った答弁と同様の回答をしておりますので、我々と

しては文部科学省が引き続き国際協議を続けていくスタンスにあると捉えております。

○**飯澤匡委員** いずれ人が決めることなので、今外堀を埋めている状況ではありますが、決して楽観できる状況ではないと私は思っています。

今までも、岩手県だけではなく、東北 I L C 推進協議会や東北 I L C 準備室も活動してきました。今後については、岩手県としてはどういう方針を持って共に活動を進めるつもりなのか伺います。

○**高橋副局長兼事業推進課総括課長** ただいま国際推進チーム設置の動向を見据えて、東北の建設候補地の自治体や研究機関等を中心とした対応する組織の設立等、準備をしておりますので、そこと K E K を通じて、いろいろなやり取りをしながら研究チーム、国際推進チームに情報提供をするなど、事業の具体化について協力していく体制を整えていきたいと考えております。

○**飯澤匡委員** その研究チームというのは、I C F A が指名した K E K の中にある推進チームということですか。それとどのように連携をするのか。母体がどのようにあって、どのような協力関係で、どのように進めるのか、もう少しイメージを鮮明にしてください。

○**高橋副局長兼事業推進課総括課長** K E K が中心になるということです。K E K とはウェブを使って随時、情報交換、やり取りをしております。スケジュールですとか、国際推進チームで取り組むこと、あるいは地元で考えてもらいたいことなどを情報交換しております。また、例えば実際に工事することになった場合に、標準設計書はあるのですが、現地でやった場合はこれで合うのか、経費的に幾ら動きがあるのかなどの調査も具体化を図る上では必要ですので、そういったところも含めてやり取りしております。

○**飯澤匡委員** 時間がないのできょうはこれぐらいにしておきますが、いずれ研究チームに入ったメンバーがどういうメンバーで、岩手県との接点をどうやってつなぐのかということは、当然のことながらしっかりやっていただきたいと思います。

次に、I L C による地域振興ビジョンについて質問します。私は何回か地域産業、特に第一次産業との連携について提案をさせていただいております。先ほど郷右近委員からも、もう少し全体の機運醸成を図るという意味の質疑がありましたが、特に第一次産業の連携については、まだまだアウトプットについて技術的な部分だけにとどまっていて、地域の方々の参画意欲を沸き立たせるような地域振興プランはできていません。今 I L C による地域振興ビジョンに入っているのは、排熱利用や木製の研究室の建設といったグリーン I L C だけです。それでは地元の人たちはぴんとこないのです。I L C が実現すれば、例えば販路をこのように拡大することができるという示す、あるいは具体的に C E R N（欧州原子核研究機構）の例を提示する、このようなことが大変重要な肝になると思うのです。これはふるさと振興にもかかわる話ですので、部長の御所見を伺いたいと思います。

○**佐々木ふるさと振興部長** I L C につきましては、まさに岩手県、ふるさとを振興する大きな取り組みだと捉えております。I L C には、例えば 3,000 人あるいは 6,000 人の研究者がかかわります。つまり、その地域に国際的なさまざまな人がかかわります。そこで、

基本的に地域の産品を直接その地域で回す。何千人という方々を相手に直接的に経済的な効果を出す。また、3,000人の方々はいろいろなところとつながりがありますので、そのネットワークを使った次なる展開、それからさまざまなブランドを研究者等と海外の方々とつくっていく。少なくとも一定のボリュームで世界につながる方々がいらっしゃいますので、これまで以上に岩手のおいしい食品あるいは食材等、岩手県の産品が展開される可能性があります。そういった具体化した絵図面等、ふるさと振興の視点でもILCと共同で見える化をしていきたいと思えます。

○飯澤匡委員 ぜひそれは期待しています。農業の若手経営者と話す際、ILCのことも聞かれるのですが、どうせ飯澤議員が少し膨らませて言っているのだろうみたいなことになってしまうと、それはちょっと私自身も面白くない。ILCには可能性があるのですから、それはどんどん追求して行ってほしいと思えます。

次は通告の二つ目、IGRいわて銀河鉄道株式会社の経営についてお伺いします。ことしの決算で、また赤字になりました。さまざまな要因があると思うのですが、まずその赤字要因についてお聞きします。

○小野寺地域交通課長 IGRいわて銀河鉄道の令和元年度の決算ですが、1,249万3,000円の損失となっております。寝台特急列車廃止以降、平成28年度から再びIGRいわて銀河鉄道の収入は厳しい状況となっております。経常損益は4期連続の損失、当期損益につきましては、昨年度は鉄道線の売却によります特別利益を計上できましたので、最終的に当期利益が計上できましたが、今年度はまた2期ぶりの損失となったものです。

その主な要因であります。まず収入の面で言いますと、昨年10月の台風第19号などによる運休がありました。それから、年度末から生じております新型コロナウイルス感染症の影響による利用客の減少、こういったことによる旅客運輸収入が減少しております。具体的には、前年度決算と比べまして、約4,500万円減少している状況です。

また、費用につきましても、施設設備が老朽化しておりますので、その修繕、それからシステムの改修等によりまして、こちら前年度よりも7,000万円ほど修繕費が増加しております。このようなさまざまな要因のもとで、赤字になったものであります。

○飯澤匡委員 かなり前から経営状況については指摘をさせていただいておりましたが、ブラックボックスになっている関連事業については、三、四年前に比べて、今はどういう現状にあるのかお知らせ願います。

○小野寺地域交通課長 IGRいわて銀河鉄道株式会社の関連事業であります。今観光業、不動産業、コンビニエンスストア、飲食店、清掃業の五つを展開しております。令和元年度の収支は、収入が4億6,978万4,000円、一方、費用は4億8,851万8,000円ということで、合わせて1,873万4,000円の営業損失という状況となっております。

○飯澤匡委員 前々から指摘しているとおり、関連事業というのは黒字が見込めて、本業に対してプラスになるものでないといけなものです。したがって、県の出資比率もあるのですから、これは県からもしっかりと指導していただきたいと思えます。

この赤字連続は、前の経営体制のいわゆる残像です。この責任は非常に大きいと思います。県も情報公開をあまりつまびらかにしないで、経営上に問題があると、ほかの競争相手がしないということになったのですが、結果的に営業利益より費用が上回るようになってしまえば、これは民間企業なら社会的な信用を失うことになるのです。第三セクターだからいいようなもので、そこはしっかりやってもらわないと困ります。新しい経営体制、新しい社長になって3年目になるとと思いますが、この立て直しについては急を要してやっていただきたいと思います。これに対して県の考え方を示していただきたいと思います。

○小野寺地域交通課長 IGRいわて銀河鉄道の最大の使命は、言うまでもなく、県民のかけがえのない交通手段である鉄路を守っていくことです。関連事業は、その使命を達成するために展開されるべきものとなりますので、その観点に立てば収益を見込むことができる事業である必要があると考えております。

IGRいわて銀河鉄道におきましても、関連事業については、これまでの取り組みの成果を検証の上、沿線市町等の関係者の声も聞きながら、地域貢献や安定的な財務運営の視点に立って、不断の見直しを行っていくこととしておりますので、県としても先ほど申し上げた観点のもとで、IGRいわて銀河鉄道とともに関連事業のあり方については検討をしてみたいと考えております。

○飯澤匡委員 取締役については、たしか前年までは政策地域部長がなっていましたが、今はどなたですか。

○小野寺地域交通課長 さきの株主総会におきまして、佐々木ふるさと振興部長が新たに取締役に選任されたところです。

○飯澤匡委員 それでは、新取締役に決意のほどを聞いて終わります。

○佐々木ふるさと振興部長 IGRいわて銀河鉄道につきましては、大事な地域の足として、また地域貢献を果たしていく機能があります。そういった中で、鉄道事業という本務をしっかりとやる必要がありますが、構造的にはやはり運賃収入を上げていく必要があると思っています。まずその経営改善に向けて、利用者をどうやってふやしていくか、そこに注目をしていきたい、またいろいろ意見交換をしていきたいと思っています。

関連事業につきましては、先ほど課長が申し上げたとおり、本来赤字を補填して経営にプラスになる性質のものであると思っています。また、そういった方向に見直しをするという話も伺っております。全体として経営が改善されるよう、私ども県としても努めてまいりたいと思います。

○岩淵誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、地域の持続可能性を高める地域商社の取組についてといたしたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査事項については、ILCの最近の情勢についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしておりますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。